**平成２３年（フ）第７０５号**
千葉県市川市市川南１丁目１番８―1206号
市川サンハイツ
債務者　小澤　裕美
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第７４０号**
千葉県八千代市大和田640番地１　ツインコート大和田Ａ棟203号
債務者　石田　　茂
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第８６０号**
愛知県海部郡大治町大字砂子字尾崎14番地の１
債務者　羽田　季以
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１３０７号**
愛知県小牧市大字入鹿出新田635番地３
債務者　戸村　秀夫
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１３８９号**
名古屋市北区成願寺１丁目８番７号　ユーハウス成願寺３Ｄ号
債務者　大西　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２０２号**
兵庫県加古川市野口町二屋270番地の23
債務者　小山　　仁
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第３２５号**
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1768番地１
債務者　森澤　　巧
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第３２６号**
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1768番地１
債務者　森澤　朋子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第１３７号**
福岡県久留米市大善寺南２丁目７番400―401号
債務者　田中麻衣子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第１６５号**
福岡県うきは市浮羽町朝田67番地１、前住所福岡県うきは市吉井町若宮374番地２
債務者　鬼塚　孝夫
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第１６６号**
福岡県うきは市浮羽町朝田67番地１、前住所福岡県うきは市吉井町若宮374番地２
債務者　鬼塚　暁子（旧姓小江）
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第１８７号**
福岡県久留米市東櫛原町2075番地３
債務者　田中　秀司
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第２２４号**
沖縄県豊見城市字渡橋名160番地渡橋名県営団地１―1001号
債務者　赤嶺　　純
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第１１７号**
北海道小樽市赤岩１丁目18番１号、前住所札幌市手稲区稲穂２条３丁目６番10―505号
債務者　古川　繁一
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２３年（フ）第５９号**
北海道苫小牧市日新町５丁目３番31号
債務者　飯塚　文子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２３年（フ）第１２１号**
北海道苫小牧市弥生町２丁目14番１―103号
債務者　沼田　豊美（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２３年（フ）第６０８号**
仙台市太白区越路12番24―501号
債務者　谷藤　　徹
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係